

埼玉県警察基礎的捜査書類作成能力検定に関する訓令

平成4年6月17日

警察本部訓令第25号

警察本部長

埼玉県警察基礎的捜査書類作成能力検定に関する訓令を次のように定める。

埼玉県警察基礎的捜査書類作成能力検定に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察官の基礎的捜査書類作成能力についての検定(以下「基礎捜査書類検定」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、「基礎的捜査書類」とは、日常取り扱う可能性が高い窃盗、詐欺、暴行、傷害等の事件に係る被害届並びに現行犯人逮捕手続書(甲)、同(乙)及び緊急逮捕手続書並びに侵入窃盗事件の実況見分調書(それぞれ簡易書式例を含む。)並びに任意提出書、領置調書等の簡易な捜査書類をいう。

追加〔平成13年第3号〕、一部改正〔平成26年第30号〕

(実施責任者)

第3条 基礎捜査書類検定の実施責任者(以下「実施責任者」という。)は、刑事部刑事総務課長とする。

一部改正〔平成13年第3号、26年第30号〕

(検定の科目)

第4条 基礎捜査書類検定の科目は、「基礎的捜査書類の作成に必要な知識」及び「基礎的捜査書類の作成」とする。

一部改正〔平成13年第3号、26年第30号〕

(検定の方法)

第5条 基礎的捜査書類の作成に必要な知識については筆記試験により、基礎的捜査書類の作成については実際に捜査書類を作成させて行うものとする。

一部改正〔平成12年第23号、13年第3号、26年第30号〕

(検定の対象)

第6条 基礎捜査書類検定の受検対象者は、警察学校の初任補修科の課程に入校した警察官及

び実施責任者が必要と認めた巡査の階級にある警察官とする。

一部改正〔平成13年第3号、19年第1号、26年第30号〕

（検定の実施）

第7条 基礎捜査書類検定は、随時行うものとする。この場合、実施責任者は、実施日時、場所その他必要事項をあらかじめ関係する所属長に通知しなければならない。

2 実施責任者は、基礎捜査書類検定を実施したときは、その結果を刑事部長に報告しなければならない。

一部改正〔平成13年第3号、26年第30号〕

（受検申請）

第8条 前条第1項の規定により、基礎捜査書類検定の実施の通知を受けた所属長は、所属の受検対象者に周知させ、受検者を取りまとめ、実施責任者に報告しなければならない。

一部改正〔平成13年第3号、26年第30号〕

（合格者の決定）

第9条 刑事部長は、第7条第2項の規定により報告があったときは、速やかに当該検定の合格者を決定するものとする。

なお、基礎捜査書類検定の合格基準は、基礎捜査書類検定合格基準（別表）のとおりとする。

一部改正〔平成12年第23号、13年第3号、26年第30号〕

（合格者の報告及び通知）

第10条 刑事部長は、基礎捜査書類検定を実施した都度、合格者を警察本部長に報告するとともに、当該合格者の所属長に通知するものとする。

2 所属長は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を人事記録表に記入するものとする。

一部改正〔平成12年第23号、13年第3号、26年第30号〕

（検定の管理）

第11条 基礎捜査書類検定に係る警察官の情報の管理及び事務の処理については、埼玉県警察情報システムによる職員情報管理システムにより行うものとする。

追加〔平成26年第30号〕

附 則

- 1 この訓令は、平成4年7月1日から実施する。
- 2 この訓令施行の際、既に基礎捜査書類検定に合格した者については、この訓令による基礎捜査書類検定に合格した者とみなす。

附 則（平成5年7月30日警察本部訓令第25号）

この訓令は、平成5年8月1日から実施する。

附 則（平成7年5月31日警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成7年6月1日から施行する。

附 則（平成11年9月7日警察本部訓令第21号）

この訓令は、平成11年9月10日から施行する。

附 則（平成12年5月31日警察本部訓令第23号）

この訓令は、平成12年6月1日から施行する。

附 則（平成13年3月26日警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月30日警察本部訓令第44号）

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年1月4日警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成19年1月4日から施行する。

附 則（平成25年3月8日警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月1日警察本部訓令第30号）

この訓令は、平成25年5月1日から施行する。

【別表省略】